

平成 2 3 年度
財団法人千葉市保健医療事業団
事業計画書

財団法人千葉市保健医療事業団

平成 23 年度事業計画書

第 1 事業活動方針

地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与することを基本目標とし、千葉市の施策と市民ニーズに基づき、次のとおり各種事業を推進する。

第一に、市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる「健康なまち」を実現するため、「新世紀ちば健康プラン(健康日本 21・千葉市計画)」(平成 14 年 12 月・千葉市策定・平成 22 年 2 月見直し)に基づき、市民の健康に関する知識の普及・啓発に努める。

第二に、地域における救急医療体制を充実するため、千葉市休日救急診療所の指定管理者として医療サービスの向上・効率化を図るとともに、休日・夜間二次医療機関の確保を図る。

第三に、「千葉市総合保健医療センター」全体の管理を行い、もって市民の健康管理に寄与する。

第四に、看護師不足に対応し、高度化・多様化する医療や看護に適切に対応する技術と知識を修得した看護師を養成するため、千葉市青葉看護専門学校の適切な運営を行う。

第 2 事業内容

1 自主事業

(1) 健康づくり推進事業

千葉市、新世紀ちば健康プラン推進協議会と共同で「市民健康づくり大会」を開催することにより、健康づくりに関する市民活動を推進し、健康思想の普及啓発を図る。

(2) 救急医療知識の普及啓発事業

今後、ますます増加することが予想される救急医療需要に対処するため、救急医療知識の普及啓発を行う。

(3) 看護専門学校事業

高齢化の進展や医療の高度化・多様化等に伴い、需要が増大している看護師を育成し、市内の医療機関等へ安定的な供給を図る。

ア 教育理念

豊かな人間性と専門職業人として生涯にわたって成長する力を培い、地域社会に貢献できる看護の実践者を育成する。

イ 教育目的

看護師として必要な基本的専門知識及び技術を教授し、地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与する看護の実践者を育成する。

ウ 定員

- ・第1看護学科（3年課程） 120名（1学年40名）
- ・第2看護学科（2年課程） 80名（1学年40名）

エ 学生募集

第1看護学科において、平成21年度から従来の一般入学試験に加え推薦入学試験を導入したが、本年度も引き続き推薦入学試験を実施し、質の高い学生の確保を図る。

オ 主な学校行事

月	行 事
4月	入学式、入学ガイダンス、一泊研修（第1看護学科）
5月	防災訓練、戴帽式
6月	芸術鑑賞
8月	夏休み、オープンキャンパス
10月	推薦入学試験、学校祭
1月	一般入学試験
2月	看護師国家試験
3月	卒業式、終業式

2 指定管理事業

千葉市から指定を受けて千葉市休日救急診療所の管理運営を行う。（平成23年度から平成27年度までの5年間、指定管理者として指定を受けた。）

（1）千葉市休日救急診療所の管理運営事業

千葉市休日救急診療所の管理運営を千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会等の協力を得て実施する。

ア 休日救急診療（年間71日）

日曜・祝日及び年末年始における初期（一次）救急を行うことを目的とする。

診 療 日	診 療 時 間	診 療 科 目
日曜日・祝日	午前9時から	内科・小児科・外科・整形外科
年末年始	午後5時まで	耳鼻いんこう科・眼科・歯科

イ ねたきり老人・心身障害者（児）歯科診療（年間43日）

一般の歯科診療所での治療が難しい「ねたきり老人と心身障害者（児）」の健康促進を図る。

診 療 日	診 療 時 間	受 診 方 法
木曜日	午前9時30分から午後0時30分まで	予 約 制

ウ 休日救急診療及びねたきり老人・心身障害者（児）歯科診療に伴う調剤業務を行う。

（2）災害時医薬品等備蓄事業

千葉市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に医療救護活動が迅速かつ円滑にできるよう、休日救急診療所の医薬品・診療材料等の備蓄管理を行う。

3 受託事業

千葉市からの受託により、次の事業を実施する。

（1）救急医療確保対策事業

休日や夜間の救急患者に対応するため、医療機関の確保や在宅による産婦人科当番医制の実施と、テレフォンサービスによる診療案内等を行う。

ア 産婦人科在宅当番医制

市内の産婦人科35医療機関の輪番により、休日等の産婦人科の急病患者に対する初期診療を実施する。

イ テレフォンサービス

区 分	電 話 番 号	案 内 日	案 内 時 間
千葉市休日救急診療所	(244)5353	日曜日 祝日 年末年始	午前8時00分から 午後4時15分まで
産婦人科休日緊急当番医	(244)0202		午前8時00分から 午後5時00分まで
夜間開院医療機関案内	(246)9797	上記を除く	午後5時30分から 午後7時30分まで
夜間外科系初期救急医療機関案内	(244)8080	毎日	午前8時00分から 翌日午前6時00分まで

ウ 二次救急医療機関確保（病院群輪番制）

休日等及び毎夜間の二次救急を市内の医療機関の協力を得て確保する。なお、平成22年度から新たに夜間における産科医療機関の確保も始めた。

（単位：施設）

区 分		内 科	小 児 科	外 科	整形外科	産婦人科	産 科
休日の二次救急医療機関	協力病院数	20	5	12	10	3	—
	1日当り待機数	2	2	1	1	1	—
夜間の二次救急医療機関	協力病院数	18	4	—	—	—	3
	1日当り待機数	2	2	—	—	—	1

エ 年末年始初期診療医療機関確保

年末年始における内科・小児科の急病患者的増加に対応するため、在宅による初期診療医療機関（内科2・小児科1）を確保し、休日診療所と合わせて初期診療の拡充を図る。

オ 夜間外科系救急医療機関確保

夜間の外科系患者（一般外科・消化器外科・整形外科）に対応するための初期診療（1医療機関）及び後方支援医療機関（1医療機関）の確保を図る。

区 分		外 科・整形外科
夜間外科系救急医療機関	協力病院数	15
	1日当り待機数	2（初期1・後方支援1）

（2）訪問歯科診療事業

身体の状態や介護者がいない等により、歯科診療の機会に恵まれないねたきり等の方の歯科診療を確保するため、訪問歯科診療を実施する。なお、平成17年度より対象年齢の引き下げを図り、40歳から対象とした。（平成23年度 予定件数40件）

（3）総合保健医療センター管理事業

経済性・効率性に留意し、総合保健医療センター施設の保守管理を行う。

4 経営改善への取り組み

千葉市外郭団体経営見直し指針が策定され、外郭団体に対する市の関与のあり方が大幅に見直されることとなった。また、公益法人制度改革3法が施行され、本財団を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況の変化を踏まえ、効率性や自主自立の視点から経営改善計画（平成22年5月策定）に基づき適切に取り組むものとする。

なお、本年度については、公益財団法人への移行に向けた申請を行うほか、市と連携し、休日救急診療所のモニタリングを行うなど、計画に基づいた取組みを行うものとする。